

# 令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

a

a

a

b

## ■ 拠出金等の概要

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 拠出金等の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                     |
| 国際家族計画連盟(IPPF)拠出金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
| 2 拠出先の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |
| 国際家族計画連盟                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |
| 3 拠出先の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |
| <p>国際家族計画連盟(IPPF)は、家族計画の普及を目指し 1952 年に設立された性と生殖に関する健康・権利(セクシュアル・リプロダクティブヘルス・ライツ:SRHR)分野で世界最大の国際 NGO。傘下の約 130 の加盟協会が、世界約 140 か国で人口・リプロダクティブヘルス関連活動(コミュニティに根ざした家族計画・母子保健サービス、性感染症の診断・治療、HIV・AIDS やジェンダーに基づく暴力関連活動等)を実施。</p>                                                                                                                                                        |                                                                                     |
| 4 (1)本件拠出の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                     |
| <p>本件拠出は、コア拠出及び IPPF 日本信託基金から成り、前者は、組織運営費、プログラム事業費等、後者は脆弱層を対象に UHC 実現の加速化を目指した IPPF 日本信託基金事業費に充てられる。特に、コミュニティに根ざし、公的機関が届きにくい脆弱層に保健医療サービス・情報を届かせることを得意とする IPPF への拠出によって、より多くの脆弱層が母子保健や家族計画を含む性と生殖に関する健康サービス、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療を受けることを可能とし、その結果として、意図しない妊娠や安全でない中絶を防ぎ、より多くの人々(特に女性)の命を救い、ヘルス・リテラシーを向上させ、健康格差の縮小やジェンダー平等、女性・家族・コミュニティのエンパワメントや、国家の保健医療費の削減、ひいては国家の経済成長にも寄与する。</p> |                                                                                     |
| 4 (2) 本件拠出の形態                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <input checked="" type="checkbox"/> コア拠出 <input checked="" type="checkbox"/> ノンコア拠出 |
| 4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                     |
| 令和2年度当初予算額      438,026 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                     |
| 日本の拠出率: 10.2%(拠出順位: 5位)(コア拠出部分のみ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
| 参考: ドイツ 23.5%(1位)、スウェーデン 20.5%(2位)、デンマーク 12.7%(3位)、ノルウェー 11.9%(4位)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                     |
| 令和3年度当初予算額      301,044 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                     |
| 5 担当課室・関係する主な在外公館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
| 国際協力局 国際保健政策室、在英日本大使館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                     |

## 評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進」の下に設定された中期目標「強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>)429～431 ページ参照)

また、新型コロナウイルス感染症との世界的な闘いにおいて、「誰の健康も取り残さない」という理念のもと、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けて国際社会と協力を進めるという考えに基づき、日本は(1)現下の感染症危機を克服し、(2)将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3)より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備する、の3点を具体的支援分野として挙げている。本件拠出金は新型コロナウイルス感染症対策においても、以下1-1(2)で記載の通り、上記(2)及び(3)を達成するための重要な手段である。

1-1(2) 上記1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

IPPF が取り組む人口・リプロダクティブヘルス分野の改善は、持続可能な開発目標(SDGs)3と5のターゲットであり、SDGs 達成に必須である。特に、公的サービスの届きにくい農村・都市周辺地域(全サービス提供ポイントの8割)の草の根レベルで、「ノー・リフューザル・ポリシー(来る者を拒まず誰にでもサービスを提供する)」に則り、主に貧困層などの脆弱層(全サービス利用者の8割以上)を対象とする IPPF の活動は、SDGs 達成のみならず、コミュニティや社会的弱者のニーズに応え、彼らの声をすくいあげ、人間中心の開発が可能となる。これにより日本が重視する人間の安全保障の実現や、プライマリ・ヘルス・ケア(PHC)を基盤としたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成にも直結する。また、そのサービス利用者の8割強が女性である IPPF は、災害・紛争等の緊急時を含め、妊娠・出産やジェンダーに基づく暴力等の女性特有のニーズに特に配慮した開発協力に取り組んでおり、女性と保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。同分野の活動を行う国連人口基金(UNFPA)との関連において、UNFPA が各国政府等を通じて行う支援が中心となる一方で、IPPF は同連盟の加盟団体である各国非政府機関(NGO)を通じてコミュニティレベルの支援に向けられることから、相互補完性のある活動を行っている。

さらに、本拠出金を通じた人口分野への貢献は、重要な地球規模課題であり相互関連のある気候変動の解決にも直結する。また、COVID-19 流行下の移動制限等に伴う基礎的保健医療サービスへのアクセスの遮断により、低・中所得国において、5歳未満の子どもや妊産婦死亡の増加が推測される中、必須医療サービスであるリプロダクティブヘルスサービスを継続的提供する上での IPPF の役割は大きく、本件拠出の重要性は高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は定例ドナー会合(年5回程度開催)等を通じ、日本の意見・考え方を IPPF の活動に反映させるべく努めている。IPPF は2016年から特に主要ドナー国の意見を聞くためのドナー・アドバイザー・グループ会合を開催し、日本も毎年出席している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2019年8月、TICAD7参加のため訪日中のベルメホ国際家族計画連盟(IPPF)事務局長と、外務省地球規模課題審議官が日・IPPF 政策協議を実施。IPPF 組織改革の経緯・進捗のほか、同年12月における IPPF 総会で、改革結果を発表する旨先方より発言があった。

2020年12月、ベルメホ IPPF 事務局長と外務省地球規模課題審議官が日・IPPF 政策協議をオンラインで実施。組織改革の進捗報告とともに、COVID-19の影響及び対応が発表された。遅延が懸念される案件進捗につき、管理を徹底するよう要求した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

・IPPF は、2018 年5月から 2020 年 12 月の間にウガンダで実施された IPPF 日本信託基金プロジェクトにおいて、サラヤ株式会社やジョイセフと協働し、サラヤ・マニュファクチャリング(ウガンダ)が、同国で製造する手指消毒剤を全国の関連クリニックで活用し、クリニック内感染の予防、保健医療サービス提供の基本である衛生環境改善の啓発と同製品の全国普及に貢献した。2020 年 12 月に開催した同プロジェクトに関する UHC デー記念イベントでは、同社の製品とその有効性を紹介し、同社製品のさらなる普及を促進する機会を提供した。同プロジェクトは、同社のサステナブル・コスメ大賞/SDG 推進賞受賞(2019 年)を後押しした。

・日本における IPPF 加盟協会である日本家族計画連盟(JFPA、理事長:北村邦夫)は、母子健康手帳販売、日本の経口避妊薬・緊急避妊薬の承認・普及等、女性や若者のリプロダクティブヘルス促進に多大な貢献をしてきた。特に IPPF 傘下の中国・韓国等のアジア地域やアフリカ地域の加盟協会に日本の家族計画やリプロダクティブヘルス、予防医学とヘルス・プロモーションに関する経験を伝えている。

・IPPF は東京連絡事務所/国際協力パートナーでもある NGO ジョイセフを支援し、その途上国開発経験の蓄積や UHC や G7 におけるグローバルヘルス促進等の国際的な提言活動や、日本の市民社会運動を率いる代表的な国際開発 NGO としての活動を支え、日本の開発経験を広く世界の IPPF 傘下の加盟協会に普及させる機会を提供している。

・IPPF は、アジア人口開発協会(APDA、理事長:福田康夫)とも緊密に協力している。

・YouTube 日本代表/グーグル合同会社執行役員の仲條亮子氏は、2017 年6月から 2020 年5月まで IPPF 中央理事会外部諮問(世界から6名選出)を務めた。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

・IPPFの活動は、人口課題と、母子保健やエイズを含むリプロダクティブヘルスというグローバルヘルスの課題という人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する2つの地球規模課題に同時に取り組むことを可能とする。日本は、官民協力の下で展開された、草の根に根ざした母子保健・家族計画・公衆衛生運動を通じて、国民(特に女性)の健康を向上させ、人間中心の開発と国家の繁栄を導いた経験を自ら有するため、IPPFの活動分野と軌を一にしており、日本にとって比較優位分野であると言える。日本は、この比較優位を活かし、自らの経験とその長年にわたるIPPF支援を通じて、これらの地球規模課題の取組でイニシアティブをとってきたため、国際社会の同分野における貢献を効果的に行うことができる。

・IPPFの活動の8割は、公的サービスの届きにくい農村・都市周辺地域で主に貧困層などの脆弱層を対象としており、「来るものを拒まない」方針を掲げ、支払い能力の有無、年齢、ジェンダー、人種、障がいの有無、性的指向等にかかわらず、必要なサービスを提供し、UHCの実現に貢献している。加えて、見落とされやすい女性特有のニーズ(安全な妊娠出産、家族計画、望まない妊娠予防・対応、女性性器切除(FGM)予防・対応、児童・強制婚の予防等)に対応し、女性自らの選択を可能とすることは、女性の健康を改善するのみならず、教育や収入創出の機会等につなげ、「すべての女性が輝く社会づくり」に大きな役割を果たしている。

・IPPFは、TICAD4(2008年開催)からTICADに継続的に参加。2019年8月末に横浜で開催されたTICAD7にも積極的に参加し、アフリカメディアツアー実施とそれに続く日本支援によるIPPF加盟協会の活動に関するオンライン・メディアでの報道や、日本とアフリカのハイレベルスピーカーを招いた公式サイドイベントを開催し、アフリカ関係者や一般の参加者に日本のアフリカ支援における具体的な貢献を可視化したほか、アフリカと日本の若者がそれぞれに直面する健康課題について協議する場を設けた。また、傘下にアフリカ39か国の加盟協会を擁する市民社会団体として準備・本会議に参加し、アフリカにおける市民社会の役割とUHCの重要性を強調するなど、多彩な活動を有機的に繋げて展開し、日本のアフリカ支援の効果と重要性をアフリカの政府高官から日本の若者まで幅広い層にアピールした。

・2019年6月に日本人(福田友子氏)が初めてIPPF東・東南アジア大洋州地域事務局長に就任。同ポストは、IPPFの最高レベル12ポストの一つであり、低所得国やASEAN加盟国のような新興国を含む25か国の加盟協会を擁する日本にとっても外交的に重要な地域を率いるもの。IPPFは、多くの政府や国際機関と協力しながらも、市民社会団体として独自の地位を確立していることから、日本の同地域におけるグローバルヘルス戦略強化プロセスへの更なる貢献が期待できる。

・UHCの達成を目指す日本の国際保健政策「平和と健康のための基本方針」(2015年発表)の中に、国際機関・NGO等の高い専門性を活かした協力強化の一環として、IPPFによるリプロダクティブヘルス、人口開発分野での協力、特に女性に配慮した活動への協力を実施することが明記されており、IPPFの活動は日本の政策を実施するものという位置づけにある。

・以下2で述べた活動に加え、COVID-19流行下の移動制限等に伴う基礎的保健医療サービスへのアクセスの遮断により、低・中所得国において、5歳未満の子どもや妊産婦死亡の増加が推測される中、IPPFの加盟協会は、主に脆弱層を対象に必須医療サービスであるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセス改善に継続的に取り組んだほか、COVID-19検査実施や予防活動を活動に組み入れるなどして、UHCの達成に大きく貢献している。

・このように、本拠出は、上記1-1(1)の外交政策上の目標達成に貢献している。

## 評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

### 2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

IPPFは「戦略枠組 2016-2022」を設定し、以下の戦略目標を掲げ活動している。

1. 権利擁護の先頭に立ち、100か国の政府が、人々のセクシュアル・リプロダクティブ・ライツとジェンダー平等を尊重し、擁護し、実現できるようにする(主要ターゲット:1,000件のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(SRHR)とジェンダー平等を促進・擁護する政策・法律等の変化を政策提言を通じて引き起こす等)。
2. コミュニティをエンパワーし、10億人の人々がSRHRを自由に享受できるようにする(主要ターゲット:5億人の若者に包括的性教育を届ける等)
3. 人々のニーズに応え、20億件の家族計画、HIV、性やジェンダーに基づく暴力や生殖器系癌等への対応を含む、質の高い、権利に基づいた、統合されたSRHサービスを提供し、官民を問わず他の保健医療機関を支援する(主要ターゲット:15億件のサービスを直接提供し、5億件のサービス提供を間接的に提供し、15億カップル・イヤー・プロテクション(CYP=Couple Years of Protection:家族計画サービスによって提供された避妊量をはかる指標。基礎的前提として設定された避妊法ごとに1カップルが1年間に必要な数量をもとに、IPPFの年間サービス提供実績から算出)を達成し、貧困者や避難民等の脆弱な人々の全サービス利用者に占める割合を85%にする等)。
4. 一丸となって活動し、高い成果を上げ、アカウンタビリティを確実に果たし、統一された連盟となることを目指し、組織の効率性や人道危機における対応能力を向上させ、各国加盟協会とIPPF全体の収入額を増加させる(主要ターゲット:IPPF事務局の資金調達活動による収入を2億3,240万米ドルに倍増する等)。

### 2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

前述の戦略枠組のもと、2020年(最新事業報告書)(2021年6月公表)までの4年間に以下の成果を上げた。

| 項目                         | 2017年  | 2018年    | 2019年    | 2020年    |
|----------------------------|--------|----------|----------|----------|
| サービス(上記2-1(1)の3)提供件数(総数、件) | 2億860万 | 2億2,320万 | 2億5,230万 | 2億1,850万 |
| (うち家族計画関連)                 | 7,700万 | 8,120万   | 9,380万   | 9,040万   |
| (うち産婦人科・小児科関連)             | 6,080万 | 6,830万   | 8,050万   | 6,330万   |
| (うちHIV関連)                  | 4,660万 | 4,680万   | 5,120万   | 4,130万   |
| カップル・イヤー・プロテクション(CYP)      | 2,110万 | 2,350万   | 2,700万   | 2,680万   |

|                        |             |             |             |             |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| サービス利用者(総数、人)          | 7,360 万     | 6,790 万     | 6,880 万     | 6,150 万     |
| (うち女性の割合)              | (81%)       | (84%)       | (83%)       | (86%)       |
| (うち脆弱な人々の割合)           | (80%)       | (81%)       | (84%)       | (82%)       |
| 独自のサービス提供拠点数(か所)       | 24,533      | 26,652      | 32,246      | 31,202      |
| (うち農村部・都市周辺部の割合)       | (60%)       | (60%)       | (62%)       | (58%)       |
| (うちコミュニティーベース拠点の割合)    | (82%)       | (81%)       | (82%)       | (85%)       |
| サービス提供支援拠点数(か所)        | 15,598      | 14,482      | 18,285      | 17,805      |
| 政策提言で影響を及ぼした政策件数(総数、件) | 146         | 163         | 141         | 136         |
| 包括的性教育(CSE)を受けた若者数(人)  | 3,130 万     | 3,080 万     | 3,190 万     | 2,550 万     |
| 事務局の資金調達による収入額(米ドル)    | 1 億 2,510 万 | 1 億 3,300 万 | 1 億 9,159 万 | 1 億 6,610 万 |
| 予防した意図しない妊娠(件)         | 6,600 万     | 1,010 万     | 1,180 万     | 1,150 万     |
| 予防した安全でない中絶(件)         | 170 万       | 310 万       | 350 万       | 340 万       |

また、戦略目標達成のため、以下のような活動にも取り組んだ。

- ・2019 年 12 月、110 か国の 16,000 人の若者の参加によるオンライン・コンサルテーションを経て、若者特有のニーズへの対応や、新地域ユースフォーラム結成の指針となる新「ユースマニフェスト」を策定した。
- ・データの質・収集・活用の改善によって事業効果の向上をはかるため、2019 年 12 月末までに 110 の加盟協会の 1,904 のクリニックに「クリニックマネジメント情報システム (CMIS)」を普及させた。

## 2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

IPPF/日本信託基金(Japan Trust Fund: JTF)は、最も脆弱な人々を始めすべての人々の性と生殖の健康と権利 (SRHR) の享受の実現と、それによる UHC への貢献、SDG ゴール3と5への貢献を目的としている。とりわけ、農村部や貧困下にある女性や少女、差別やスティグマの対象となりやすい性的マイノリティ、民族的マイノリティ、障がいのある人々、人道支援を必要とする人々などが、個々人のニーズに対応すべく(疾病・症状ごとの縦割りではなく)統合された SRHR サービスを利用できるよう、コミュニティに根差したサービス提供と知識向上のための啓蒙活動を行っている。更に、医療保健サービスの提供が大きな割合を占める IPPF の活動の中で、IPPF/JTF はセクシュアリティやジェンダーに関わる課題、性とジェンダーに根差した暴力(SGBV)への取り組みも積極的に支援している。

IPPF/JTF は多くが2か年案件であり、2019 年6月から 2021 年5月の間に実施された案件は計 20 案件。案件選定・承認・実施まで時間を要したために、案件開始に遅延が生じているが、うち7件は終了、13 件は実施中(2021 年5月時点)。主な案件は以下のとおり。

・難民・避難民・受入住民に継続した医療サービスを提供(レバノン、モーリタニア、ブルンジ、イエメン、マレーシア): 国際的なサプライチェーンに繋がった国内 NGO という強みを活かし、極度の危機下においても、国の保健システムと連携をとり包括的サービス提供を行った。イエメンでは、アムラン県の女性、子ども、避難民 17,208 人(目標 10,530 人)にサービス提供を行った。

・ジカ熱/小頭症のリスク削減と対応: ジカ熱に対する知識が十分でないベネズエラで、3,820 人(目標 3,000 人)へのジカ熱への包括的アドバイスの提供と、1,710 人の妊婦へのジカ熱予防物資の提供をおこなったほか、政府との連携を通し当初目標(4,500 人)を超える 5 万 3,223 人へサービスの提供を行った。

・視診による子宮頸がん検診とその場で行える予防的治療を国内に初めて導入し、HIV のプログラムに統合(トーゴ、カメルーン): トーゴでは、12,261 人(目標 7,000 人)の検診を行い、前がん病変が見つかった 361 人に、その場で治療が施された。

・保守的な遠隔地における SRHR 教育とサービス提供(ラオス、ウガンダ、アフガニスタン): 特に、疎外されやすい若者や保健システムから遠く離れた先住民族のサービス利用を促した。また、ウガンダ案件(上記1-4参照)では 12

万 4,439 人(目標5万人)の女性がサービスを利用し、マラウイにおいては 11 万 1,026 件(目標 10 万件)のサービスを提供し、6地区で SGBV に介入するコミュニティシステムを構築した。

・男女不平等の著しい社会における女性の健康向上と経済的な自立支援、社会における女性の地位・意思決定能力の向上、保健サービス利用の増大を実現と SGBV サバイバーへの支援(インド、パキスタン、モロッコ):インド案件は、2年間で脆弱な女性・少女たちの知識・意識の向上を図り(目標 7,200 人/達成7万 8,608 人)、SRH サービス提供(目標 64,800 人/達成 76,789 人・299,434 件)を行うことで、女性の経済的自立に貢献した(目標 1,500 人/達成 2,296 人)。

IPPF/JTF によるサービス提供数の成果(概算)は以下のとおり。

|                   | SRH サービス提供数 | 内、HIV 関連サービス |
|-------------------|-------------|--------------|
| 2017 年4月～2018 年3月 | 229,804     | 29,434       |
| 2018 年4月～2019 年3月 | 447,741     | 126,675      |
| 2019 年4月～2020 年3月 | 289,537     | 27,088       |

### 2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

・IPPF/JTF 案件においては、案件選定・承認・実施までに時間を要することから、案件進捗に遅延が発生していることに鑑み、2020 年 12 月、当面の JTF 案件の新規採択を見送るとともに、IPP 側には是正の申し入れを行った。これに対し、IPPF はタスクフォースを設置し、案件の早期実施に向けた改善案を提示。現在改訂中の TOR にこれらの対策が盛り込まれる予定である。

・これまでに行われた日本のイヤマーク案件の成果が日本国内で十分に認知されていないことを指摘。これに対し、IPPF は日本語の JTF フォトストーリーページを新設し、外務省の SNS を通じて日本国内における広報強化に努めた。

## 評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

### 3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

|                                 |                                                                                                                |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3-1 (1) 会計年度                    | 1月から 12 月                                                                                                      |
| 3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019 年6月 (日本の 2018 年度分)</li> <li>・ 2020 年6月 (日本の 2019 年度分)</li> </ul> |
| 3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由          |                                                                                                                |
| (参考)次回報告書の受領予定時期等               | 2021 年6月頃(日本の 2020 年度分)                                                                                        |

### 3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点

#### <コア拠出>

・上記の直近(2件)の決算報告書は、それぞれの対象期間における IPPF 全体の決算をカバーするものである。日本の 2018 年度拠出分は先方 2019 会計年度の収入として、日本の 2019 年度拠出分は先方 2020 会計年度の収入として、それぞれ計上されている。

・決算状況に関しては、IPPF 会計年度末で次年度繰越額がそれぞれ 75,876 千米ドル(2018 年)／79,837 千米ドル(2019 年)となっているが、これは 2013 年5月に開催された IPPF 中央理事会の取り決めに従った一般引当金レベルを確保するものとして 2000 年7月に開催された IPPF の第一回諮問委員会にて承認された額の範囲内である。

・上記決算状況については DeloitteLLP が実施した外部監査にて、妥当なものとして判断され、その旨が決算報告書にも含められ、日本政府に提出された。

#### <ノンコア拠出>



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・IPPF のイヤマーク拠出は、各年の拠出金入金後から数件の個別プロジェクトを選定・実施する。フェーズは拠出された年(西暦)の下2桁+1のローマ数字で表される(例:2019 年拠出分=フェーズ XX)。事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後6か月以内に決算報告書が提出されることとなっている。このサイクルに基づき、2019 年6月1日から 2021 年5月 31 日の間に提出された決算報告書は 14 件(スーダン、タンザニア、サモア、マラウイ、モロッコ、トーゴ、モルディブ、イエメン、ラオス、コンゴ民主共和国、カメルーン、インド、ウガンダ、ベネズエラ)であり、提出が大きく遅れたものはない。また、この期間中に終了したフェーズは XV(2014 年拠出分)であり、終了時の残余金額は 88,978 米ドルである。当該フェーズへの日本政府の拠出金額は 784,432 米ドル、残余率は 11%であるが、この残余金は全額フェーズ XXI に振り替えられた。上記フェーズごとの決算状況については IPPF の規定に則り外部監査が実施され、監査報告書は日本政府に提出され、問題がないことを確認した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)</p> <p>2019 年5月以降、IPPF は抜本的な組織改革(ガバナンス及び資金配分)に着手し、2021 年3月までに以下の成果を上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019 年 11 月、IPPF 総会で合意されたガバナンス改革案を理事会が承認。</li> <li>・2020 年5月、新ガバナンス体制として理事会に代わる諮問委員会の発足やそれに伴う政策変更を理事会が承認。新たに組織された IPPF 総会が最高意思決定機関となり、加盟協会が IPPF の活動に参加するプラットフォームとして、諮問委員会の政策や決定に助言を与え、IPPF の規則変更を行うという、加盟協会中心の体制となった。また、地域理事会は、地域内の加盟協会が知識や経験を相互に交換するプラットフォームとして、地域フォーラムと地域ユースフォーラムとして再編された。</li> <li>・2020 年7月、第1回諮問委員会開催。より効率・効果的な活動を可能とするために、事務局の統一化と体制強化を目指した大規模な組織改編(リストラ)を決定。</li> <li>・2020 年7-11 月、全事務局のリストラ実施。西半球地域事務局と一部加盟協会の離脱の対応。</li> <li>・2020 年 11 月、第2回諮問委員会開催。アメリカ・カリブ海沿岸新地域事務局発足に関する方針、新資金配分法を承認。</li> <li>・2020 年 11 月-2021 年3月、戦略的かつ透明性とアカウンタビリティの確保を目的とした新資金配分法を決定。新体制・新資金配分法による事業計画立案を段階的に開始。新アメリカ・カリブ海沿岸地域事務局発足準備(リクルート、地域戦略の策定)。組織内における人種差別文化撲滅イニシアティブへの取組を開始。</li> </ul> |
| <p>3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組</p> <p>上記3-2(1)の組織改革において、日本は当初からこれを歓迎しており、改革の着実な実施を促進すべく他ドナー国と協働して書簡の送付や働きかけを行ったほか、2019 年度当初予算の一部を改革費用に充てた。結果、IPPF は予定通りに組織改革(ガバナンス及び資金調達)プロセスを遂行し、新体制の下、より戦略的かつ透明性とアカウンタビリティの高い運営に向け、取組を継続している。</p> <p>不適切事案に関しては、政策協議等の機会に、各事案の適切な対処及びドナーへの随時報告の確保を申し入れており、これに対し、IPPF はセーフガードの新しい方針(多言語)を立ち上げ、不正対策強化に努めている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

|                                                                                                       |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------|
| 4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)                                                             |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| (1) 日本人職員数の増減                                                                                         |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| 過去3年の日本人職員数                                                                                           |                                                        |      |      | <input type="checkbox"/> 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)<br><input checked="" type="checkbox"/> 拠出先全体 |          | (参考)<br>全職員数 |
| 2016                                                                                                  | 2017                                                   | 2018 | 平均値  | 2019                                                                                     | 日本人職員の増減 | 2019         |
| 2                                                                                                     | 2                                                      | 2    | 2    | 3                                                                                        | 1        | 366          |
| 2017                                                                                                  | 2018                                                   | 2019 | 平均値  | 2020                                                                                     | 日本人職員の増減 | 2020         |
| 2                                                                                                     | 2                                                      | 3    | 2.33 | 3                                                                                        | 0.67     | 254          |
| 備考                                                                                                    | 2021年3月、IPPF 東・東南アジア・大洋州地域事務局に邦人職員1名がプロジェクトマネジャーとして着任。 |      |      |                                                                                          |          |              |
| (2) 日本人幹部職員数の増減                                                                                       |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| 過去3年の日本人幹部職員数                                                                                         |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| 2016                                                                                                  | 2017                                                   | 2018 | 平均値  | 2019                                                                                     | 幹部職員数の増減 |              |
| 0                                                                                                     | 0                                                      | 0    | 0    | 1                                                                                        | 1        |              |
| 2017                                                                                                  | 2018                                                   | 2019 | 平均値  | 2020                                                                                     | 幹部職員数の増減 |              |
| 0                                                                                                     | 0                                                      | 1    | 0.33 | 1                                                                                        | 0.67     |              |
| 備考                                                                                                    |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| (3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等) |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
|                                                                                                       |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
| 4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由                                          |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |
|                                                                                                       |                                                        |      |      |                                                                                          |          |              |